

■組合費規定に関する内規

第1条 組合費規定第1条第2項のただし書きに該当する週30時間未満勤務の者の組合費は、以下の計算式で算出した金額とする。

$500 \text{円} \times \text{週あたり契約時間} \div 30 \text{時間}$

(100円未満の端数は切り捨て。ただし、計算した金額300円に満たない場合は300円とする。)

2 前項の適用において疑義が生じた場合は、書記長が決定する。

第2条 組合費規定第1条第5項により組合費の減免申請があった場合は、当該減免申請の期間の組合費は以下のように扱う。

(1) 広島大学から本給の支給がある場合は、当該本給額が減じられた割合に相当する組合費の減額を行なう。

(2) 広島大学から本給の支給がない場合は、組合費を全額免除する。

(3) 第1号の計算において組合費に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

第3条 前条に基づく組合費の額の算定は、書記局に一任する。

第4条 この内規の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

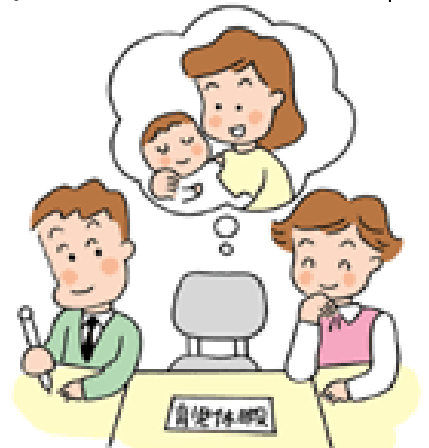
第5条 この内規の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この内規は2010年10月27日より施行する。

2. 改正 2012年11月28日 全条

3. 2012年11月28日の改正は改正した日より施行する。



【補足説明】

部分が変更箇所ですが、そのほとんどが新規になります。

組合費規定の第1条(組合費の算定)第5項では「7月以降に本給が減じた者については、本人の申出により、執行委員会は、組合費の額の算定を変更することができる」と規定しています。この第5項は、主に病休・産休や育児休業等で大学からの給与収入が減少または無くなった場合に適用されるものです。

これまで、給与収入が減少した割合に応じて減額した組合費を書記局が計算し、それをその都度執行委員会へ諮って承認を得るやり方を取って来ましたが、しかし、その「組合費の額の算定を変更する」にあたっての算定根拠となる規定が有りませんでした。

この度、組合費の額を変更する際の算定基準を明文化し、また、算定基準が確立されたことから運用実務は書記局へ一任としました。

1月のホームページ更新で上記「内規」を掲載するとともに、「組合費減免申請書」もダウンロードできるようにします。なお、減免申請はデータ(メール添付)でも可とします。(小藪)

附属東雲小学校の来年度（2013年度）常勤教員体制について、今年度より1名減少させる方針が検討されており、附属東雲支部と連携して大学と交渉を持っています。

国立大学法人の附属学校教員定数については、その算定に関して定めたものはありません。それ故、広島大学は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」と言います）を準用して附属学校教員定数を算定していますが、以下の要求書は、標準法の規定を準用した場合の現状及びこの度の大学方針の問題点について述べたものです。

標準法に沿って述べていますので、理解しづらいところもありますが、いま、附属学校支部でどのような問題が生じているかを知っていただきたいと思います。

なお、以下の要求書に対する大学回答を12月5日に受け取りましたが、到底納得できる内容ではなく、12月20日に団体交渉を持ちました。

2011年秋～2012年春にかけて行なった附属学校園教員の労働実態調査では、附属東雲小学校教諭（養護教諭・栄養教諭を除く）の1人当たり平均時間外労働時間数は月109時間を超える結果が出ています。

団体交渉では、現状でも非常に厳しい労働環境下に置かれている実態を述べ、減員することによる生徒等への悪影響についても説明し、標準法を準用する際の大学側問題点を指摘、追及しましたが、標準法の準用においては都合の良いところだけを強調するもので、また、減少させる人員の再配置については「検討中」と述べるのみであり、そして、より過酷な労働環境下に置かれることとなる附属東雲小学校教員に対する配慮も、生徒等へ及ぼす悪影響の問題についてもその考えを聞くことはありませんでした。

団体交渉の翌日（12月21日）、組合は「常勤教員数を2012年度と同数とすること、一年生を含む複式学級へ対処するための非常勤講師時間を基準時間として増加させること」を改めて要求し、交渉を継続しています。

（文責 小藪）

2012年11月14日

広島大学長
浅原 利正 様

広島大学教職員組合
執行委員長 西田 恵哉

附属東雲小学校の常勤教員配置に関する要求書

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記につきまして、以下を要求します。

つきましては、2013年度の附属学校教員配置方針に関わる問題であり、貴職にとっても急を要する事案と考えますので、至急の文書回答をお願いします。

宜しくお願い致します。

記

【はじめに】

2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置については、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名とする方針が検討されています。

しかしながら、上記除外者を除いた2012年度（平成24年度）の当該常勤教員数は19名であり、常勤教員数18名はそれから1名の減少となります。

昨秋から今春にかけて実施された附属学校教員の労働実態調査は、その結果が未だ公表されていないものの、当該調査は当組合の「附属学校教員の過重な労働状態の改善」要求も踏まえ、「職員の健康と福祉を確保するため」（大学の調査趣旨）に行なわれました。

それにも拘わらず、教員の過重な労働状況を更に悪化させるとこととなる上記常勤教員数の減少は、到底納得できるものではありません。

1. 2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置については、副校長・特別支援学校担当教員・養護教員・栄養教員を除き、常勤教員数を18名とする方針は間違いはないでしょうか？

なお、当該方針が間違いない場合は、常勤教員数を18名とする具体的な計算根拠（計算過程）を示して下さい。

2. 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「法律」と言います）」による附属東雲小学校の学級数について

現状の附属東雲小学校の学級数は、普通学級が12学級（2学級×6学年）、複式学級が3学級（1・2学年生、3・4学年生、5・6学年生ごとの各1学級で、各学年とも8人で各学級とも16人）、特別支援学級が3学級（1・2学年生、3・4学年生、5・6学年生ごとの各1学級で、各学級とも8人）で、計18学級となっています。

しかし、法律第3条第2項によれば、「二の学年の児童で編成する学級」の場合は「一学級の児童又は生徒の数」は「十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）」とされており、したがって、1・2学年の複式学級にあつては1学年生8人で1学級、2学年生8人で1学級に分割することが当該法律の規定に則ることになります。

それ故、当該法律に従えば、附属東雲小学校の学級数合計は19学級となりますが、このことについてどうお考えでしょうか？

3. 特別支援学級を担当する常勤教員数について

まず、「特別支援学校教職員定数の標準」について法律第11条第1項によれば、小学校の「三学級の部」の場合は学級数に「1.583」を乗じて得た数を「教頭及び教諭等の数」の標準としています。したがって、3学級の場合は $3 \times 1.583 = 4.749 \rightarrow 5$ 人（法律第7条第1項第1号「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」）が教頭及び教諭等の人数となり、教頭を除いた担当常勤教員数は4人になります。

一方、附属東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数は、開設時が1学級で常勤教員2人、2学級に増級したときは常勤教員3人、3学級に増級したときは常勤教員数4人となり、現在へ至っています。

この両者からは、特別支援学級の3学級を担当する常勤教員数は4名とすることが妥当と考えますが、それで宜しいでしょうか？

4. 特別支援学級担当教員を除く常勤教員数について

特別支援学級の担当常勤教員数については上述した個別基準がありますので、それ以外の常勤教員数の算定にあたっては特別支援学級を除いて計算することが必要です。

上記2で述べたところから、特別支援学級を除いた学級数は、法律に従えば $19 - 3 = 16$ 学級となります。

この16学級について、法律第7条第1項第1号によって「教頭及び教諭等」の人数を算出した場合、 $16 \text{学級} \times 1.20 \text{（乗ずる数）} = 19.2 \rightarrow 20$ 人（同前）が「教頭及び教諭等」の常勤教員数となります。

したがって、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除いた附属東雲小学校の常勤教員数は20人とすることが法律に従ったものと考えますが、このことに付いてどのようにお考えでしょうか？

5. 当組合との間で本件に関する結論が出るまでは、2013年度（平成25年度）の附属東雲小学校における常勤教員配置について、副校長・特別支援学級担当教員・養護教員・栄養教員を除いた常勤教員数を18名とする方針を保留とすることを要求します。

【はじめに】で述べましたように、当該18名方針は現状より1名の減少となり、それでなくても過重な状況にある附属東雲小学校教員の労働状態を更に過酷な状況へ導くことは不可避です。また、上記4で述べましたように、法律に則れば20人の常勤教員を配置すべきところが、それより2名も少ない体制となっています。

当該方針はこうした重大な問題を抱えており、当組合との間で本件についての結論が出るまでは保留とすることを求めます。



以上

11月終わりに、支部の役員任期に関する検討を各支部へお願いしました。幾つかの支部からはその検討結果の報告を既にいただいておりますが、2013年7月一杯までの回答をお願いした長期の課題になりますので、ご紹介しておきます。

以下は、11月28日付けで各支部長へ送付した「支部任期に関するご検討のお願い」の本文です。なお、「参考」として掲載しています組合顧問の蟬川公認会計士の意見もご確認下さい。(文責 小藪)

支部役員任期に関するご検討のお願い

支部連絡会議でもご報告しましたが、10月31日(水)執行委員会において、各支部における支部役員の任期に関し、以下のお願い(提案)をすることと致しました。

また、支部規約を有しておられない支部もあることから、合わせて「支部規約例」もご提供致します。なお、支部規約を有しておられる支部におきましても、原則的な問題に触れていますので、ご参考にして下さい。

つきましては、支部において以下の提案内容をご検討いただき、2013年7月一杯までに書記局(小藪)宛にご回答をお願い致します。

なお、支部によっては支部規約の改定も必要になる場合があります。提案をお受けいただける場合は、支部規約の必要な改定も忘れずに行なって下さい。

不明点等がありましたら、小藪までご連絡下さい。

また、必要な場合はご説明に伺いますので、その旨をご連絡下さい。

【提案内容】

支部役員の任期については、組合本部役員の任期に合わせ、「大会から次の大会に至る1年間とする」(組合規約第20条第1項)ことを要請します。

(注)大会終結時を区切りとする。(2010年7月28日執行委員会)

【提案理由】

支部役員の任期は支部総会を区切りとするものが多数のようだが、一方、本部役員任期に合わせている支部も存在する。また、その交代時期は3月～7月の間に分散している。

3月～7月に掛けては大会代議員選出等の案件もあり、本部(書記局)と各支部長間の連絡頻度は高くなるが、交代時期の分散と本部(書記局)がその交代時期をすべては把握できないことから、本部(書記局)から各支部長への連絡や要請において混乱と双方の二度手間が発生している。

したがって、可能ならば、本部・支部とも統一した役員任期基準としたい。

以上

■ 参考：蟬川公認会計士「独立監査人の監査報告書(2012年6月16日)」より抜粋

限定付適正意見の根拠

組合は支部会計の計算書類への組入れを行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる労働組合会計の基準に準拠すれば、支部会計は一般会計に組入れる必要がある。

限定付適正意見

私は、上記の計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす影響を除き、すべての重要な点において、労働組合会計基準に準拠して作成されているものと認める。

(小藪注) 蟬川公認会計士の「限定付適正意見の根拠」は本部と支部との連結決算書の作成を要請するものですが、そのためには、会計処理基準の統一、支部総会開催時期の同一性(6月執行委員会で連結決算書を確定させるためには6月上旬までに支部総会を開催し、支部決算書の承認を得ることが必要)が必要になり、その前提として運営方法の統一性が課題になります。

新年明けましておめでとうございます

3月・4月に退職・異動等がある方は組合までご連絡ください

組合員管理・会計事務の都合上、以下の方はご協力お願いいたします

- ①退職 ②再雇用、非常勤になる方 ③休職・休業 ④異動(学内異動も含む) ⑤個人番号が変わる方
(雇用形態の変更等により)

発行 広島大学教職員組合

(東広島事務所 本部)

東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)

内線(東広島 84) 5390 TEL/FAX 082-422-7556

メール union@hiroshima-u.ac.jp

ホームページ http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/

(広島事務所)

広島市南区霞 1-2-3

(霞キャンパス内 第3駐車場南側 ゴミ収集場横プレハブ1階)

内線(霞 83) 6081 TEL/FAX 082-255-6156

